

個人所得税の申告

2019年から適用されている新個人所得税法ですが、2020年度の個人所得税総合所得の清算手続きに関する公告が公表されました。

【年度清算の内容】

2020年度終了後、居民個人（以下、納税人という）は必要に応じて2020年1月1日から12月31日までに取得した給与、労務報酬、原稿報酬、特許権使用料等の四所得（以下、総合所得という）の収入から60,000人民元及び専項控除、専項附加控除、法律により確定したその他控除と条件に合致する公益慈善事業寄附を控除後、総合所得の個人所得税率と速算控除額を適用し本年度の最終納付税額を計算する。2020年度の既納税額を差引き還付税額或いは未納税額を算出し、税務機関に対し申告し還付或いは納税の手続きをする。具体的な計算式は以下のとおり。

還付税額或いは納付税額

$$= (\text{総合所得の収入額} - 60,000 \text{ 人民元} - \text{三险一金等の専項控除} - \text{子女教育等の専項附加控除} - \text{その他控除} - \text{寄附}) \times \text{適用税率} - \text{速算控除額} - 2020 \text{ 年度既納付税額}$$

財産リース等の分類所得及び納税人が規定により選択し総合所得に算入しない全年一次性賞与等の所得は年度清算の計算に含めない。

年度清算手続きが不要となる納税人

以下のいずれかの状況のときは、年度清算手続きを必要としない。

- ① 年度清算追加納税の必要がなく年間総合所得が12万元を超えないとき。
- ② 年度清算追加税額が400人民元以下のとき。
- ③ 既納付税額と年度納付税額が一致或いは還付を申請しないとき。

年度清算手続きが必要な納税人

以下のいずれかの状況のときは、年度清算手続きをしなければならない。

- ① 既納付税額が年度納付税額より大きく且つ還付申請するとき。
- ② 総合所得収入が12万人民元を超え、且つ納付すべき未納税額が400人民元を超えるとき。

享受できる税前控除

以下の項目につき2020年度に発生し且つ未申告控除或いは控除不足額の税前控除項目は納税人が年度清算期間に控除或いは補充控除することができる。

- ① 納税人及びその配偶者、未成年の子女の条件に合致する大病医療支出。
- ② 納税人の条件に合致する子女教育、継続教育、住宅ローン利息或いは住宅の家賃、扶養老人専項附加控除及び減除費用、専項控除、法律により

確定したその他控除。

③ 納税人の条件に合致する寄附支出。

申請時期

2021年3月1日から6月30日まで。

中国国内に住所を有しない納税人が2021年3月1日までに中国を離れるときは、出国する前に申請することができる。

年度清算の還付と追加納税

還付手続き

納税人が中国国内で開設した条件に合致する銀行口座を提出すること。

2019年度追加納税等が未処理の場合は2019年度の追加納税や更正申告或いは状況説明後に2020年度の還付を申請すること。

追加納税手続き

インターネットバンキング、税務機関のPOS機、銀行窓口、非銀行支払機構等の方法で追加納税をすることができる。

【検討事項】

旧個人所得税法で認められていた外国人に対する優遇税制（住宅費や帰国費用等）については2021年末で廃止されることが決まっていますので、遅くとも2021年12月31日までに駐在員に対する福利制度の見直しが求められます。

| | ① 個人所得税法(旧) | ② 個人所得税法(新) 専項附加控除 |
|-------|---------------------------------|--|
| 住宅費 | 現物支給や住宅手当の支給については合理的な範囲で非課税所得扱い | 直轄市 年 18,800 元 100万人超の都市 年 13,200 元 |
| 子女教育費 | 合理的な範囲で非課税所得扱い | 年 12,000 元/子 |
| 帰国費用 | 年2回までの本人の帰国費用は非課税所得扱い | 制度なく帰国費用は個人負担が原則 |

住宅費や子女教育費については専項附加控除を設けられていますが、外国人の住宅事情や教育費は専項附加控除の金額を超えています。帰国費用に対する優遇政策もなく個人所得税の増税は避けられません。中国にのみ駐在員を派遣している会社は海外赴任規程の見直しのタイミングですね。